

[第77号議案] 知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

県保有情報漏えいの指摘に係る調査に関する第三者調査委員会の調査報告書において、県が保有していた情報と外部へ漏えいした可能性が指摘される情報の同一性が認められたこと及び秘密漏えい疑いに関する第三者調査委員会の調査報告書において、県職員が秘密を漏えいしたと認定されたことを踏まえ、知事及び副知事（以下「知事等」という。）の給与の減額の措置について、所要の整備を行う。

2 制定の概要

令和7年7月分から同年9月分までの知事等の給料月額について、減額割合を次の表の改正後の欄に掲げる割合に引き上げる（附則第2項関係）。

	改正前	改正後
知 事	100分の30	100分の50
副 知 事	100分の15	100分の25

3 施行期日

公布の日